

## 喀痰吸引等業務に係る登録申請手続き等について

### 1 これまでの経緯と社会福祉士及び介護福祉士法改正

- 現在、たんの吸引及び経管栄養（以下「医療的ケア」という。）については、当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、一定の条件の下、介護職員等による実施を運用（厚生労働省医政局長通知）により認めている。

- ①ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について  
（医政発 0717001 号平成 15 年 7 月 17 日）
- ②盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて  
（医政発第 102008 号平成 16 年 10 月 20 日）
- ③在宅におけるALS患者以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて（医政発第 0324006 号平成 17 年 3 月 24 日）
- ④特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて  
（医政発 0401 第 17 号平成 22 年 4 月 1 日）

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）の一部改正により、平成 24 年 4 月 1 日（法施行日）以降は、

県の登録を受けた喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者において	（→2 参照）
県の認定を受けた認定特定行為業務従事者・介護福祉士（H27 年度～）が	（→3 参照）
県の認定の際に認められた範囲内の医療的ケアを	（→3 参照）
安全体制が整っている等、一定の条件の下で	（→2 参照）

のみ実施することができることとなる。

#### 《これまでの違法性阻却に基づく医療的ケアの取扱いについて》

- ◆ 国によると、上記の①～④の医政局長通知は、「新制度施行後は、その普及・定着の状況を勘案し、特段の事情がある場合を除いて原則として廃止する予定」とされている。（廃止時期は未定）
- ◆ 平成 24 年度以降に開始した研修（特養における 14 時間の施設内研修や在宅における家族や看護師による研修など）は有効とならず、経過措置の対象とならない。  
※平成 23 年度末までに修了または開始した研修のみ有効となる

■ 実施可能な介護職員等

①介護福祉士

平成 27 年度（平成 28 年 1 月）の国家試験合格者以降に適用。介護福祉士の国家資格をもって、医療的ケアを実施できる。

②認定特定行為業務従事者

ヘルパー等の介護職員、特別支援学校教員などで、研修修了に基づき県の認定を受けている者（ヘルパー2 級などの資格の有無は問わない）

※現在、通知により実施している特養・特別支援学校・在宅の介護職員等や学校教員及び平成 27 年度以前の国家試験に合格した介護福祉士は②に含まれる。

■ 実施可能な行為

①喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

②経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

※ただし、

- ・介護福祉士（平成 27 年度以降）については、養成課程または登録事業者（勤務先）において実地研修を修了した行為のみ実施可能
- ・認定特定行為業務従事者については、研修の課程に応じて実地研修を修了した行為で、県から認定を受けた行為のみ実施可能

		在宅 (療養患者・障害者)	特別支援学校 (児童生徒)	特別養護老人ホーム (高齢者)	法改正後	
対象範囲	たんの吸引	口腔内	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	
		鼻腔内	○	○	× (咽頭の手前までを限度)	
		気管カニューレ内部	○	×	×	○
	経管栄養	胃ろう	×	○ (胃ろうの状態確認は看護師)	○ (胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護師)	○
		腸ろう	×	○ (腸ろうの状態確認は看護師)	×	○
		経鼻	×	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)	×	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)

医療的ケア対象者の分類

① コミュニケーションなど個別性の高い特定の対象者に対して、特定の介護職員等が医療的ケアを実施する場合を「特定の者」という。具体的には、筋萎縮性側索硬化症（ALS）又はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重症心身障害等を患っている在宅・特別支援学校・保育園の障害者が該当。

※障害者支援施設でも、上記の具体的障害名に該当する対象者であって、対象者も限定されている場合は、特定の者に含まれる。

- ② ①以外の場合で、基本的に、複数の介護職員等が複数の利用者に対して医療的ケアを実施する場合を「不特定多数の者」という。

## 2 事業者登録について

- 個人でも法人でも、医療的ケアを業として行うためには、県の登録を受けた登録事業者であることが必要である。

登録喀痰吸引等事業者：平成27年度～（ケア実施者が介護福祉士のみの事業者）

登録特定行為事業者：平成24年度～（ケア実施者が介護職員等のみの事業者）

※特定認定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者の切り替え等については、平成26年度以降に改めて示す予定

### 《登録基準（法第48条の5）》

- ①医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されている
- ②医療的ケアの安全かつ適正に実施するための必要な措置が講じられている
- ③医療的ケア実施体制が充実しており介護福祉士が実施する必要性に乏しい場合に該当しない

①②→ 登録適合書類（第1号様式の4）で確認

③ → 病院又は診療所は登録事業所の対象外とされており、介護療養型病床及び病院又は診療所で実施している通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションは対象外となる。

- 登録の申請は、事業所ごと（事業所の指定単位ごと）に行うこと。

○ 同一所在地内に複数の事業所を抱える事業者の場合についても、事業所ごとに申請を行う。なお、山口県収入証紙（3,200円）は、申請書ごとに添付すること。

○ 特養併設のショートなど併設する施設であっても、対象者が異なる場合は、業務内容が異なることから、事業所ごとに申請を行う。

※ただし、人員配置基準は一体的となっていることから、申請書以外の書類（職員名簿や適合書類等）で重複する部分を一本化（一方の申請書で省略）することは可。

○ 訪問介護事業所と居宅介護・重度訪問介護事業所で、対象者が同一となる場合は、一本の申請としても差し支えない。

### 「第1号様式の4」の該当書類について

- 「該当書類名」は、書類の表題（様式を定めている場合は番号）など簡易なもので可例）1②：書類名を「連携機関一覧」として、一覧表と連携体制の簡単な説明を付す  
2③：書類名を「医療的ケア安全管理委員会」として、要綱・規程を添付
- 「業務方法書」等により一括した書類作成を行う場合は、該当ページ数や項目名を記載するなど、突合ができるようにすること。

※平成 24 年 2 月より厚生労働省より登録適合書類の適合チェックリストが示され、これに基づき書類の確認を行う。各項目ごとに詳細な内容を求めているので、登録適合チェックリストを満たしているか確認の上、提出すること。

適合要件		書類の記載内容・留意点（参考様式を示している場合は様式番号）
1	①	「医師の指示書」（参考様式 2）
	②	連携する医療機関等について記載（一覧表、連絡方法等）
	③	役割分担や情報共有の方法（連絡会議や文書伝達等）を記載
	④	利用者ごとの実施計画書（参考様式 3）
	⑤	医師への報告書（参考様式 4）
	⑥	緊急時における連絡方法の記載及び連絡網の添付
2	①	第 1 号様式の添付書類 4（認定証の写し）で代用可
	②	（特定認定行為事業者の場合は不要）
	③	安全委員会の構成員、協議内容、実施頻度等を記載
	④	フォローアップ研修のカリキュラムや計画を定める
	⑤	備品の一覧表を作成
	⑥	事業所におけるマニュアルを作成（既存のものに追加で可）
	⑦	
	⑧	利用者・家族への同意書（参考様式 1）、同意手順の規定
	⑨	情報保持に係るマニュアルを作成（既存のものに追加で可）

※書類審査に際しては、業務方法書等の全体の指針及び様式の提出が必要です。

なお、受入体制の整備状況を確認するため、利用者全員の具体的な指示書や同意書原本等ではなく、様式を添付することで可。

### 申請事務の流れ等に係る留意点について

- 従事者名簿が事業者登録の添付書類であるため、事業者の登録については、認定特定行為業務従事者の認定が行われた後に従事者名簿が整って初めて申請が可能となる。
- 看護師等の免許を有する者が、介護職員として医療的ケアを行う場合は、認定特定行為業務従事者認定証の交付（改めての研修修了）は不要であるが、事業所としての登録及び従事者名簿への登載は必要である。

### その他の手続き等について

#### (1) 登録内容の変更（要綱第 3 条）

◆第 3 号様式については「あらかじめ」提出

・喀痰吸引等業務開始の予定年月日（行為の追加）

◆第 3 号様式の 2 について、①は「あらかじめ」、②は「遅滞なく」提出

①【個人】氏名又は名称及び住所、【法人】代表者の氏名、事業所の名称及び所在地

- ②適合要件（第1号様式の4）の内容、医療的ケアを行う者の氏名  
※同一所在地内の複数の登録事業所間での職員異動でも変更登録は必要

## (2) 登録の辞退（要綱第3条）

- ◆第3号様式の3を「辞退する一ヶ月前まで」に提出  
※登録した行為の内、一部を止める場合においても提出が必要

## (3) 登録の取り消し・業務停止（要綱第4条）

次のいずれかに該当する場合において、処分を行うことがある。

- ①欠格条項（第1号様式の3）のいずれかに該当したとき
- ②適合要件（第1号様式の4）に適合しなくなったとき
- ③変更登録をしなかったとき、または、虚偽の届出をしたとき
- ④虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

## 3 認定証交付について

- 研修を終了し、修了証の発行を受けた者は、県に認定証交付申請を行う必要があります。  
※ 医療的ケアは認定証がなければできませんのでご注意ください

### 交付申請時添付書類の留意事項

#### ①交付申請書

平成24年度以降の不特定多数の研修を受講された方は第一号・第二号研修修了者対象の様式、特定研修を受講された方は第三号研修修了者対象の様式で申請を行ってください。  
なお、山口県収入証紙（700円）を申請書ごとに添付してください。

※経過措置の申請書（第17号様式）は平成23年度に研修を受講された者及び実質的違法性阻却として認められた者の提出様式になります。

#### ②住民票の写しの記載内容

- ・本籍、筆頭者氏名、世帯主氏名、続柄を省略した抄本の提出で可
- ・外国籍の方は、同様に必要事項のみを記載した外国人登録原票の写しの提出で可

#### ③誓約書

必要事項を記載の上提出してください。

#### ④研修修了を証明する書類

- ・平成24年度以降に県が実施する研修の修了者は、修了証明書のコピーのみで可。

## その他の手続き等について

### (1) 認定証の変更届け（要綱第7条）

#### ◆第7号様式を「遅滞なく」提出

- ①申請者の氏名の変更
- ②申請者の住所の変更
- ③喀痰吸引等研修を修了した特定行為の変更（行為の追加）

#### 《注意点》

- ③については、認定証の再交付後でないと、該当行為を実施できない。
- ①及び③については、従事者名簿の記載項目であるため、再交付申請を行うとともに、事業者変更登録（第3号様式の2（場合によっては第3号様式）の提出が必要である。

### (2) 認定証の再交付（要綱第7条）

#### ◆第8号様式を「遅滞なく」提出

- ①認定内容を変更するとき
- ②汚損したとき
- ③紛失したとき

※①及び②の場合は認定証を添付し、③の場合でも発見したときは速やかに返納する

### (3) 認定の取り消し・業務停止（要綱第8条）

次のいずれかに該当する場合において、処分を行うことがある。

- ①欠格条項（第4号様式の3）のいずれかに該当したとき
- ②①を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があったとき
- ③虚偽又は不正の事実に基づいて認定証の交付を受けたとき

### (4) 認定の辞退（要綱第9条）

#### ◆第11号様式を「辞退する一ヶ月前まで」に提出

## 4 登録研修機関について

- たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）は、都道府県又は都道府県の登録を受けた登録研修機関のみが実施することができる。

#### 《登録基準（法附則第8条、省令附則第11条）》

- ①法に定める研修内容を実施できる
- ②実務の関する科目の講師は、医師・保健師・助産師・看護師とする
- ③研修を適正・確実に実施する基準に適合する

①～③→登録適合書類（第12号様式の3）で確認。②指導者講習の受講必須。

- 下記の研修課程について、全てを実施することも一部のみを実施することもできる。  
(第三号研修のみの登録も可)

### 研修のカリキュラムについて

- 実地研修において習得する特定行為に応じて、研修課程が異なる

研修課程	医療的ケア対象者	実施できる行為（実地研修の範囲）
第一号研修	不特定多数の者対象	喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう、経鼻
第二号研修		喀痰吸引：口腔内・鼻腔内、経管栄養：胃ろう又は腸ろう
第三号研修	特定の者対象	特定の者の特定の行為

- 法及び省令において示される次の時間数を満たす必要がある。

研修課程	基本研修(講義)	基本研修(演習)	実地研修
第一号研修	50時間	喀痰吸引及び経管栄養全行為各5回以上 +救急蘇生法1回以上	上記「実地研修の範囲」について、 研修実施要綱で定める回数
第二号研修			
第三号研修	9時間		特定の者の特定の行為について、 問題ないと評価されるまで

### 研修実施にあたっての留意点

- 研修の実施にあたっては、国が示す「喀痰吸引等研修実施要綱」によること。
- 研修の委託や外部講師の招聘は可能だが、基本研修及び実地研修の全てを委託することは認めない。一部を委託する場合（特に実地研修）は、研修の具体的な実施方法を示すこと。
- 研修を担当する講師の人数は特に定めず、また、雇用関係（看護師が自社職員であることや併任講師であって年間契約を結ぶこと）は必要としないが、計画実施が可能な見通しを示すこと。
- 不特定多数の者対象研修（第一号、第二号研修）と特定の者対象研修（第三号研修）を合同で実施することは不可。
- 実地研修の場として介護療養型病床は認められる。
- 対象者を自社（自施設）職員のみ限定する研修としてはならない。ただし、結果としてそうなることまでを規制するものではない。

### 業務規程の記載内容の留意点

- 業務規程の内容について、省令附則第14条に定められる必須項目（①～⑤）以外は、次に掲げる項目を参考として作成すること。  
→業務規程を見れば研修の全体がわかる実施要綱（学則）のようなもの。

### 【必須項目】

- ①受付方法、実施場所、実施時期、実施体制、その他実施方法に関する事項  
→「その他」について最低限定めるべき内容  
\*「研修カリキュラム」、「講師一覧」、「修了認定の方法（研修実施要綱に定めるとおり）」、「遅刻、早退及び欠席の取扱い（欠席は講義時間の1割まで）」
- ②安全管理のための体制に関する事項
- ③料金に関する事項
- ④業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- ⑤業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項

### 【参考項目】

「研修目的」、「実施主体」、「年間実施計画」、「受講資格及び定員」、「受講生の募集方法」、「研修修了者に対する修了証書等」、「使用テキスト」、「補講の方法及び取扱い」、「受講中の事故等についての対応」、「受講の取消」、「解約条件及び返金の有無」、「研修責任者名及びその所属・役職」、「研修受講に関する苦情相談窓口・連絡先」など

### 「第12号様式の3」の該当書類について

- 「該当書類名」は、書類の表題（様式を定めている場合は番号）など簡易なもので可

適合要件	書類の記載内容・留意点（参考様式を示している場合は様式番号）
1	内容を業務規程に盛り込むとともに、別途、 <b>カリキュラム表</b> を作成
2	講師ごとの講師履歴書を作成（有資格者は免許証の写しを添付）
3	① 内容を業務規程に盛り込むとともに、別途、 <b>講師一覧表</b> を作成
	② 備品一覧表及び図書目録（喀痰吸引等研修に関するもののみで可）を作成
	③ 研修事業に係る収支予算及び財務計画を示す
	④ 2及び3①で代用可
	⑤ 修了者名簿保管に係るマニュアル等を作成
	⑥ 修了者名簿管理簿様式を作成（年度ごとに県に提出要す）

### その他の手続き等について

#### (1) 登録の更新（要綱第11条）

◆第14号様式を「5年ごと」に提出

- ・更新を受けなかった場合は、5年間の経過により登録の効力を失う。

#### (2) 登録の変更（要綱第11条）

◆第14号様式の2を「あらかじめ」提出

- ①【個人】氏名又は名称及び住所、【法人】代表者の氏名、事業所の名称及び所在地
- ②法人の寄付行為又は定款
- ③研修課程（講師、カリキュラム、講習施設、**実地研修施設**等

(3) 業務規程の変更（要綱第11条）

◆第15号様式を「研修業務開始前まで」に提出

(4) 業務の休廃止（要綱第13条）

◆第16号様式を「休廃止する一ヶ月前まで」に提出

(5) 県からの命令（要綱第14・15条）

適合命令→登録基準に適合しないと認めるとき、適合するための必要な措置を命ずる

改善命令→適正な研修を実施していないと認めるとき、改善への必要な措置を命ずる

(6) 登録の取り消し・業務停止（要綱第16条）

次のいずれかに該当する場合において、処分を行うことがある。

①欠格条項（第12号様式の2）のいずれかに該当したとき

②変更届出、業務規程の変更届出、休廃止の届出を行わなかったとき

③適合命令又は改善命令に違反したとき

④研修業務に係る帳簿の整備・保存をしていないとき

⑤虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

## 5 その他

(1) 公示（要綱第18条）

次のいずれかに該当する場合、県HPにその内容を掲載する。

①登録をしたとき

②事業者の名称（氏名）又は所在地（住所）の変更があったとき

③事業者が登録辞退をしたとき

④事業者の登録の取消又は業務停止を命じたとき

⑤登録研修機関の取消又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

※業務従事者名簿は、個人情報を含むため、公示の対象とはしない。

(2) 事業者の義務等（要綱第20～22条）

○ 県が法を施行するために必要と認める場合、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）又は登録研修機関に対して、報告を求めたり、立入検査を行うことができる。

○ 事業者は、登録、更新、変更にかかる申請書及び添付書類は「永年保存」し、その他、業務に係る関係書類は「5年間保存」することとする。

(3) 罰則規定

参考資料5を参照のこと

## 6 今後の手続き等について

- 長寿社会課及び障害者支援課の課HP及び「かいごへるふ」に様式等を掲載する。  
(課HP：山口県HP→サイト上部「組織から探す」→健康福祉部)
- 申請手続きや法改正内容等について、不明な点があれば、別添質問票により照会すること。特に、申請手続きに係る質問は、実施要綱・様式・当説明資料・法令等により、必要書類の全体を十分に整理・確認した上で行うこと。

※照会のあった質問については、個別に回答するとともに、必要に応じてHPにおいてQ&A形式で掲載する。

### 【問い合わせ先】

不特定：長寿社会課生涯現役社会づくり班 TEL 083-933-2796 FAX 083-933-2809  
特 定：障害者支援課在宅福祉推進班 TEL 083-933-2764 FAX 083-933-2779